

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(リース会計)(1/2)

下表は、IAS第17号「リース」に基づいた記載である。
2016年1月13日に、IASBは、IFRS第16号「リース」を公表した。

	日本基準	IFRS
ファイナンス・リースの定義	<p>解約不能で、借手がリース物件からの経済的利益を実質的に享受し、かつ、リース物件に伴うコストを実質的に負担することとなるリース取引</p> <p>数値基準は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 解約不能リース期間がリース資産の経済的耐用年数の75%以上・ リース料総額の現在価値がリース資産の見積現金購入価額の90%以上	<p>資産の所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転するリース</p> <p>数値基準は示していない</p>
ファイナンス・リースの簡便的な会計処理	<p>所有権移転外ファイナンス・リースの借手について、少額（総額300万円以下）又は1年以内のリースについては賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができる</p>	<p>簡便的な取扱いはない</p>

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(リース会計)(2/2)

下表は、IAS第17号「リース」に基づいた記載である。
2016年1月13日に、IASBは、IFRS第16号「リース」を公表した。

	日本基準	IFRS
ファイナンス・リースの借手の会計処理	IFRSと同じ処理が原則 但し、少額(総額300万円以下)又は短期(1年内)のファイナンス・リースについては賃貸借取引に準じた処理を認める	リース開始時における次のいずれか低い方の額で、資産及び負債を計上 <ul style="list-style-type: none">・リース資産の公正価値・最低リース料総額の現在価値(リース料は、金融費用と負債元本の返済とに区分)
ファイナンス・リースの貸手の会計処理	原則、IFRSと同一の処理 利息相当額の総額は、原則として、リース期間にわたり利息法により配分するが、所有権移転外ファイナンス・リース取引に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の総額を定額でリース期間にわたり配分する方法を適用することができる	正味リース料投資未回収額を受取債権として計上 貸手が製造業者又は卸売業者の場合は、通常の売上と同じ会計方針に従って販売損益を認識する